

健康福祉委員会 令和5年9月19・20日

健康政策部 資料37番

所管 生活衛生課

第71号議案 大田区プールに関する条例の一部を改正する条例

1 対象とする条例

大田区プールに関する条例

2 改正の背景及び理由

プールの経営の譲渡があった場合の許可経営者の地位の承継について規定するため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資料 37 番 別紙

大田区プールに関する条例（昭和 50 年条例第 12 号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区プールに関する条例</p> <p>昭和 50 年 3 月 18 日</p> <p>条例第 12 号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで （略）</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）<u>が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について</u>相続、合併<u>若しくは</u>分割があつたときは、<u>当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人</u>、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>若しくは</u>分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>第 5 条から第 13 条まで （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>○大田区プールに関する条例</p> <p>昭和 50 年 3 月 18 日</p> <p>条例第 12 号</p> <p>第 1 条から第 3 条まで （略）</p> <p>（地位の承継）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「許可経営者」という。）<u>について</u>相続、合併<u>又は</u>分割があつたときは、<u>相続人</u>、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人<u>又は</u>分割により当該プールの経営を承継した法人は、許可経営者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可経営者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>第 5 条から第 13 条まで （略）</p>